

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成26年 6 月 30 日

月 曜 日

号 外(5)

目 次

規 則

○富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 6 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第50号

富山県職員等退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

富山県職員等退職手当支給条例施行規則（昭和28年富山県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「ものを除く。）」の次に「若しくは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業」を加える。

第21条中「失業者退職手当受給資格証」の次に「（以下「受給資格証」という。）」を加え、同条に次の2項を加える。

2 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、様式第10号の2による受給資格者氏名等変更届に当該変更の事実を証明することのできる書類及び受給資格証を添えて、変更後最初に出頭した失業の認定日に知事に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。

3 知事は、前項の規定による受給資格者氏名等変更届の提出を受けたときは、受

給資格証に必要な改定をし、当該受給資格者に返付しなければならない。

第36条第1項中「第20条前段」の次に「、第21条第2項及び第3項」を、「高年齢受給資格者」との次に「、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」とを加え、「、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と」を削り、同条第2項中「第20条前段」の次に「、第21条第2項及び第3項」を、「特例受給資格者」との次に「、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と」を加え、「、「受給資格証」とあるのは「特例受給資格証」と」を削る。

第39条第1項中「同号ロに該当する者に係る就業促進手当（）」の次に「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。」を加え、「同項第2号」を「就業促進定着手当に相当する退職手当にあつては様式第26号による就業促進定着手当に相当する退職手当支給願に、同法第56条の3第1項第2号」に、「様式第26号」を「様式第27号」に、「様式第27号」を「様式第28号」に、「様式第28号」を「様式第29号」に改める。

様式第10号の第1面中

年 月 日	勤続期間	を
年 月 日	年 月	
年 月 日		

年 月 日	退職事由		に改め、同様式の第4
年 月 日			
年 月 日	勤続期間	年 月	

面7中「又は支給日」を削り、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第10号の2（第21条関係）

受給資格者氏名等変更届

(高年齢・特例) 受給資格証番号			
ふりがな 新氏名			
1 氏名	新		
	旧		
2 住所又は居所	新		
	旧		
3 生年月日	年 月 日	4 変更年月日	年 月 日
富山県職員等退職手当支給条例施行規則第21条第2項の規定により上記のとおり届けます。			
年 月 日			
富山県知事 殿			
(高年齢・特例) 受給資格証番号 ()			
(高年齢・特例) 受給資格者氏名 印			
電話 ()			
備考			※口座名義変更確認欄

注意事項

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
- 3 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。
- 4 ※印欄には、記載しないこと。

様式第13号を次のように改める。

様式第13号 (第27条関係)

(表)

認定日時 月 日 時から 時まで		失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け必要な事柄を記載してください。)														
①失業の認定を受けようとする期間中に、就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	イ した (就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記入してください。)	1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	8	9	10	11	12	13	14	
	月	15	16	17	18	19	20	21	月	15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
	ロ しない	29	30	31				29	30	31						
②内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあつた日、収入額、その額が何日分の収入かを記入してください。	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分									
	収入のあつた日、収入額、その額が何日分の収入かを記入してください。	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分									
	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分									
③失業の認定を受けようとする期間中に引き続き就職先を探しましたか。																
イ 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。															
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容												
	(イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等															
	(ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等															
	(ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等															
(ニ) 公的機関等による職業相談等																
ロ 探さなかった	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。															
	事業所、部署名	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果										
					(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他											
				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他												
ロ 探さなかった (その理由を具体的に記載してください。)																

④今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されればすぐに応じられますか。	イ 応じられる ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家族的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のためなど) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()				
⑤就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職 ロ 自営業	1) 公共職業安定所紹介 2) 職業紹介事業者紹介 3) 自己就職	(就職先事業所)			
月 日から就職 (予定)						
月 日から自営業開始 (予定)						
富山県職員等退職手当支給条例施行規則第27条第1項の規定により上記のとおり申告します。 年 月 日 公共職業安定所長 殿 受給資格証番号 () 受給資格者氏名 印						
※公共職業安定所記載欄	認定対象期間	~ 年 月 日 年 月 日	認定日数	日 連絡事項	取扱者印	

(裏)

注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 ①欄及び③欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の認定日から今回の認定日（この申告書を提出する日）の前日までの期間をいう。ただし、今回の認定日が求職申込み後初めての認定日である場合は、求職申込みの日から今回の認定日の前日までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労したことになるものである（無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。）。
- 5 ①欄及び②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除きます。）であつて、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの（1日の労働時間が4時間以上であつても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこ

- れに含まれることがあります。)をいうものである。なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も①欄に記載すること。
- 6 ③欄のイに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 7 ③の(2)欄には、③の(1)欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所、部署名」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号を併せて記載すること。また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 8 ④欄のロの(イ)に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を()の中に具体的に記載すること。
- 9 ※欄には、記載しないこと。
-

様式第17号（裏）4中「25回分」を「21回分」に改める。

様式第18号を次のように改める。

様式第18号（第29条関係）

(表)

公共職業訓練等受講証明書

受給資格証番号	未支給区分（1 未支給、空欄 未支給以外）							
待機満了年月日	年 月 日							
支給期間	初日	年 月 日	末日	年 月 日				
認定日数	受講日数	通所日数	特定職種 受講日数	寄宿日数				
内職（労働日数、 収入額）	円	就業手当支 給日数	早期就業支援 金支給日数					
1 受講者氏名	2 証明対象期間		年 月					
3 訓練受講職種								
4 右のカレンダーに該当する印を付けてください。	1	2	3	4	5	6	7	
(1) 公共職業訓練等が行われなかった日	=印	8	9	10	11	12	13	14
(2) 公共職業訓練等を受けなかった日のうち		15	16	17	18	19	20	21
イ 疾病又は負傷による場合	○印	22	23	24	25	26	27	28
ロ イ以外でやむを得ない理由がある場合	△印	29	30	31				
ハ やむを得ない理由がない場合	×印							
5 特記事項	上記の記載事実に誤りのないことを証明する。 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印							
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	イ	した	ロ	しない				
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。	イ	得た	ロ	得ない				
8 寄宿の有無	有 () ・無							
上記のとおり申告します。 また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。 年 月 日 富山県知事 殿 受給資格証番号 () 受講者氏名 印								
※連絡事項								
備考								

(裏)

注意事項

- 1 公共職業訓練等を受けなかつた日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後失業給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 3 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6欄又は7欄においてイを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書により申告すること。
- 4 6欄及び7欄の「2の期間」とは、公共職業訓練等の受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 5 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものにした場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、1日の労働時間が4時間以上のもの（4時間未満であつても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。）、日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になつたりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであつて、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も6欄においてイを○で囲むこと。

-
- 7 8 欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であつて「別居して寄宿していない日」があるときは、その日及び理由を（ ）内に記載すること。
 - 8 この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。
 - 9 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
 - 10 ※印欄には、記載しないこと。
-

様式第19号（表）を次のように改める。

様式第19号 (第30条関係)

(表)

傷病手当に相当する退職手当支給願

		受給資格証番号		
申請者	①氏名	②性別	男・女	③生年月日
診療担当者の証明	④傷病の名称及びその程度			
	⑤初診年月日	年	月	日
	⑥傷病の経過	年	月	日 治ゆ、転医、中止、継続中
	⑦傷病のため職業に就くことができなかつたと認められる期間	年	月	日から 年 月 日まで 日間
	⑧上記のとおり証明する。	年	月	日
		診療機関の所在地及び名称 電話 診療担当者氏名		印
支給申請期間	⑨同一の傷病により受けることができる給付	(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)		
	⑩⑨の給付を受けることができる期間	年	月	日から 年 月 日まで 日間
		年	月	日から 年 月 日まで 日間
⑪傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間	年	月	日から 年 月 日まで 日間	
⑫内職若しくは手伝いをした日又は収入のあつた日、その額等を記入してください。	内職又は手伝いをした日	収入のあつた日	収入額	円 (日分の収入)
	月 月 月	収入のあつた日	収入額	円 (日分の収入)
	日 日 日	収入のあつた日	収入額	円 (日分の収入)
富山県職員等退職手当支給条例施行規則第30条第1項の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。				
		年	月	日
		富山県知事		殿
		申請者氏名		印
※処理欄	支給期間	年	月	日から 年 月 日まで 日間

様式第19号（裏）中5を7とし、4の次に次のように加える。

- 5 ⑫欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であつて、就職又は就労とはいえない程度のもをいうものであること。なお、⑦欄の期間中において「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も⑫欄に記入すること。

- 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第22号（表）を次のように改める。

様式第22号（第36条関係）

(表)

認定日時 月 日 時から 時まで		高年齢受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。)	
①失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	イ した ロ しない	就職又は就労をした人は、した年月日を記載してください。 年 月 日	
②失業の認定を受けようとする期間中に就職先を探しましたか。	イ 探した	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (チ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他 ()	
	ロ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)	
③今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されればすぐに応じられますか。	イ 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家族的事情のため (例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のためなど) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()	
	ロ 応じられない		
④就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職	1) 公共職業安定所紹介 2) 職業紹介事業者紹介 3) 自己就職	(就職先事業所)
	ロ 自営業	月 日から就職 (予定) 月 日から自営業開始 (予定)	
富山県職員等退職手当支給条例施行規則第36条第1項において準用する第27条第1項の規定により上記のとおり申告します。 年 月 日 公共職業安定所長 殿 高年齢受給資格証番号 () 高年齢受給資格者氏名 印			
※公共職業安定所記載欄	連絡事項		取扱者印

様式第22号（裏）中5を削り、6を5とする。

様式第23号（表）を次のように改める。

様式第23号（第36条関係）

(表)

認定日時 月 日 時から 時まで		特例受給資格者失業認定申告書 (該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。)	
①失業の認定を受けようとする期間中に就職又は就労をしましたか。	イ した	就職又は就労をした人は、した年月日を記載してください。 年 月 日	
	ロ しない		
②失業の認定を受けようとする期間中に就職先を探しましたか。	イ 探した	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 民間職業紹介機関による職業相談、職業紹介等 (ハ) 労働者派遣機関による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (チ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他 ()	
	ロ 探さなかつた	(その理由を具体的に記載してください。)	
③今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されればすぐに応じられますか。	イ 応じられる		
	ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家族的事情のため(例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のためなど) (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ()	
④就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記入してください。	イ 就職	1) 公共職業安定所紹介 2) 職業紹介事業者紹介 3) 自己就職	(就職先事業所)
	ロ 自営業	月 日から就職(予定) 月 日から自営業開始(予定)	
富山県職員等退職手当支給条例施行規則第36条第2項において準用する第27条第1項の規定により上記のとおり申告します。 年 月 日 公共職業安定所長 殿 特例受給資格証番号 () 特例受給資格者氏名 印			
※公共職業安定所記載欄	連絡事項		取扱者印

様式第23号（裏）中5を削り、6を5とする。

様式第25号（表）中

⑦賃金月額	万 千円	⑧雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり (年 月) 日まで
-------	------	-------	---------------------------------

を

⑦賃金月額	万 千円	⑧雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり 年 月 日まで (年 月) 契約更新条項 (有・無) 1年を超えて雇用する見込み (有・無)
-------	------	-------	---

に、

「、常用就職支度金」を「に相当する退職手当」に、「及び常用就職支度手当」を「又は常用就職支度手当」に、「のいずれも」を「を」に改め、同様式（裏）5中「記載する」の次に「とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものをそれぞれ○で囲む」を加える。

様式第28号を様式第29号とし、様式第27号を様式第28号とする。

様式第26号（表）中

⑦賃金月額	万 千円	⑧雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり (年 月) 日まで
-------	------	-------	---------------------------------

を

⑦賃金月額	万 千円	⑧雇用期間	イ 定めなし ロ 定めあり 年 月 日まで (年 月) 契約更新条項 (有・無) 1年を超えて雇用する見込み (有・無)
-------	------	-------	---

に

改め、「雇入年月日」の次に「又は事業開始年月日」を加え、「、常用就職支度金」を「に相当する退職手当」に、「及び常用就職支度手当」を「又は常用就職支度手当」に、「のいずれも」を「を」に改め、同様式（裏）3中「記載する」の次に「とともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものをそれぞれ○で囲む」を加え、同様式を様式第27号とし、様式第25号の次に次の1様式を加える。

様式第26号（第39条関係）

（表）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給願

1 氏名		2 受給資格証番号		
3 住所				
4 就職 先の事 業所	名称	事業所番号		
	所在地	(電話)		
5 一週間の所 定労働時間	時間 分	6 求人申込み時等に明示した 賃金額 (月額)	万 千円	
7 雇用期間中の賃金支払状況				
①賃金支払対象期間	②①の基 礎日数	③賃金額		④備考
		①	②	
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
月 日～ 月 日				
就職年月日～ 月 日				
8 上記の記載事実に誤りがないことを証明する。 年 月 日 事業主氏名 印 (法人のときは名称及び代表者氏名)				
9 富山県職員等退職手当支給条例施行規則第39条第1項の規定により上記 のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 富山県知事 殿 申請者氏名 印				
備考				

事業主の証明

(裏)

注意事項

- 1 この申請書は、再就職手当の受給に係る就職日から起算して6箇月に至った日の翌日から起算して2箇月以内に、知事に提出すること。なお、期間経過後に提出した場合は、特別の事情があると認められない限り受理されない。
- 2 この申請書には、受給資格証を添えること。
- 3 申請者にあつては1欄から3欄まで及び9欄を、当該申請者を雇用した事業主にあつては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までは、再就職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 4 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
- 5 申請書の記載について
 - (1) 申請者の記載事項
氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
 - (2) 事業主の記載事項
 - ア 5欄は、再就職手当の受給に係る就職日から6箇月に至った時点における一週間の所定労働時間を記載すること。
 - イ 6欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
 - ウ 7欄は、再就職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。また、③欄の賃金額は、賃金が月、週等により定めら

れている場合は㊸欄に、日、時間、出来高等による場合は㊹欄にそれぞれ記載すること。

エ 8 欄において、4 欄から 7 欄までの記載事項の証明を行うこと。

- 6 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として刑罰に処せられることがある。
-

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の富山県職員等退職手当支給条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(人 事 課)
